

傾聴アソシエメンバー会規約

第1条) 傾聴アソシエメンバー会 (以下「メンバー会」) は、傾聴を通し円滑な人間関係の和が広がることを目的とし研鑽及び共有を重ねる場として、一般社団法人日本傾聴技能普及協会 (以下「協会」) が運営業務を行います。

第2条) 本メンバー会は、

- 傾聴アソシエ資格保持者
- 傾聴アソシエ Plus 資格保持者
- 傾聴アソシエ Premium 資格保持者
- JKPA 賛同会員 (協会認定)

によって構成されるものとします。

第3条) 本メンバー会の特典は以下のとおりです。

- メンバー同士の交流など各種イベントへの優遇
- 名刺等への資格認定使用权

JKPA 認定 傾聴アソシエ

JKPA 認定 傾聴アソシエ Plus

JKPA 認定 傾聴アソシエ Premium

第4条) メンバーシップの更新を希望の場合は、3000円の年会費を支払うものとします。

事務局は、次年度の更新に関し、有効期限の約1ヶ月前にメンバーシップ更新手続きの案内をメンバーあてに送付するものとします。

会費の支払いがない場合は、有効期限は終了し、メンバーはメンバーシップを失うものとします。ただし、有効期限終了後3ヶ月以内に会費の支払いをした場合、メンバーシップを回復できるものとします。

ただし、JKPA 賛同会員は、年会費不要とします。

第 5 条) メンバーは、以下に該当する行為またはその恐れのある行為を行ってはならないものとします。メンバーが以下の事項に該当する場合、協会は、事前にメンバーによる承諾を得ることなく、メンバー資格の一時停止もしくは抹消をすることができるものとします。

- 公序良俗に反する行為
- 法律、条例その他の法令に違反する行為
- 協会、他のメンバーまたは第三者の著作権、肖像権、プライバシー、財産などを侵害する行為
- 協会、他のメンバーまたは第三者を誹謗、中傷する行為
- 協会、他のメンバーまたは第三者に不利益を与える行為
- 本メンバー会の運営を妨害する行為
- 協会が承認していない本メンバー会内における営業行為またはその性格を有する恐れのある行為
- その他、協会が不相当と判断する行為

第 6 条) 協会はメンバーに対しアドバイスを含む情報提供を行うことがありますが、それにより責を負うものではありません。

第 7 条) 協会とメンバーの間で本規約に関連して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

制定：平成 29 年 7 月 9 日